

議案第17号

平成31年度大田原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度大田原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,910 戸
(2) 年間総給水量	6,242,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	17,055 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
イ. 大田原市水道事業施設整備基本計画事業費	256,333 千円
ロ. 配水設備工事費	423,250 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,632,000 千円
第1項	営業収益	1,423,605 千円
第2項	営業外収益	208,394 千円
第3項	特別利益	1 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,568,000 千円
第1項	営業費用	1,416,588 千円
第2項	営業外費用	148,211 千円
第3項	特別損失	2,201 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,500千円は、損益勘定留保資金等809,500千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	346,500 千円
第1項	企業債	187,000 千円
第2項	出資金	30,000 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	他会計負担金	9,000 千円
第5項	工事負担金	62,999 千円
第6項	国庫補助金	26,000 千円
第7項	他会計補助金	31,500 千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,156,000 千円
第1項	建設改良費	712,178 千円
第2項	企業債償還金	342,822 千円
第3項	投資	101,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大田原市水道事業施設整備基本計画事業費	千円 187,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ、10年後に利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

102,928 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受けるとする金額は、50,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、14,500千円と定める。

平成31年3月4日 提出

大田原市長 津久井 富雄